

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（女川2号炉）
2. 日時：令和3年4月27日 16時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、止野上席安全審査官、藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職、土居安全審査専門職、西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 土木建築部 部長、他10名※

5. 要 旨

- (1) 東北電力株式会社から、本日の第970回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。

上記の説明を受け、原子力規制庁は、東北電力株式会社に対して、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後も引き続き審査会合等において確認していく旨伝えた。

- (2) 東北電力から、本日の審査会合における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和3年3月24日 第67回原子力規制委員会配付資料1）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第970回）女川原子力発電所2号炉に関する指摘内容）

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第970回）
女川原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<津波漂流物の衝突荷重について>

- FRP製船舶の衝突荷重の算定について、以下の点を含めて妥当性と設計への適用性をそれぞれ体系立てて整理して説明すること。
- 土木学会の手法では鋼製船舶を対象としていることから、材質及び構造の観点を踏まえFRP製船舶に適用できるとした根拠
- 軸剛性の算定における材質及び構造のばらつきを含めた保守性
- 衝突の解析の位置づけ及び衝突形態の不確かさを考慮した解析結果

<3. 1 1 地震等の影響を踏まえた建屋の耐震評価について>

- 弾性設計用地震動に対する許容限界を明確にするとともに、許容限界に対する設計結果を説明すること。また、既工認実績のない許容限界を用いる場合には、妥当性を説明すること。
- 機器・配管系の耐震評価方法及び設計成立性について、建屋剛性の不確かさケースを含めた地震応答解析の結果を踏まえて説明すること。

以上